

議案第 20 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成 8 年 7 月 1 日生駒市告示
第 93 号」を「平成 17 年 2 月 25 日生駒市告示第 34 号」に改め、同表に次の
ように加える。

生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区整備計画区域	都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 17 年 12 月 27 日生駒市告示第 253 号に定める大和都市計画生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------	---

別表第 2 生駒市白庭台地区整備計画区域の部センター地区の項中「センター地
区」を「沿道利用地区」に改め、同項の次に次のように加える。

集合住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅（法別表第2（い）項第3号に係るもの） 2 公民館、集会所その他これらに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 前各項の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5に掲げるものを除く。） 				平成17年2月25日生駒市告示第34号に定める別図に従い、14メートル又は17.5メートルとする。
駅前センター地区	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 共同住宅 3 寄宿舎又は下宿 4 工場（別表第3（う）項に掲げるものを除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ 	1メートル以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下 		

	<p>屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバットイング練習場の用に供する施設</p> <p>8 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎（動物病院の用に供するものを除く。）</p> <p>12 倉庫業を営む倉庫</p> <p>13 別表第4（あ）欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>		<p>で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>		
<p>鉄道施設地区A</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</p> <p>2 共同住宅</p> <p>3 寄宿舍又は下宿</p> <p>4 工場（別表第3（う）項に掲げるものを除く。）</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ</p>				

	<p>屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバットイング練習場の用に供する施設</p> <p>8 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>12 倉庫業を営む倉庫</p> <p>13 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p>	<p>鉄道施設地区B</p>					
	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 次に掲げる鉄道事業の用に供するもの</p> <p>(1) 運転保安施設</p> <p>(2) 倉庫</p> <p>(3) 詰所</p> <p>(4) その他鉄道事業の用に供するものうち、鉄道車</p>						

<p>鉄道施設地区 B</p>	<p>庫、車両検査修繕施設及び変電所施設を除き、周辺住環境に悪影響を及ぼさないもの 2 自動車車庫 3 駐輪場</p>				
	<p>次に掲げる鉄道事業の用に供する建築物以外の建築物 1 運転保安施設 2 倉庫 3 詰所 4 その他鉄道事業の用に供するもののうち、鉄道車庫、車両検査修繕施設及び変電所施設を除き、周辺住環境に悪影響を及ぼさないもの</p>				

別表第 2 に次のように加える。

<p>生駒市学研 奈良登美ヶ 丘駅前地区 整備計画区 域</p>	<p>駅前商業・業務 地区A</p>	<p>次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（イ）項第 1号に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗、診療 所、老人ホーム、保育所、身 体障害者福祉ホームその他こ れらに類する用途を兼ねるも の（以下この項において「兼 用住宅」という。）。ただし、 他の用途（次項から第11項 までに掲げる用途を除く。）を 併用するもので、3階以上の 部分を住宅（法別表第2（イ） 項第1号に係るもの）又は兼 用住宅の用に供するものを除 く。 3 法別表第2（イ）項第3号に 係るもの（共同住宅を除く。） 4 自動車教習所 5 畜舎（ペットとして飼育す る犬、猫等の小動物の畜舎で 床面積の合計が15平方メー トル以下のもので並びに動物病 院及びペットショップの用途 に供するものを除く。） 6 生駒市ラブホテル及びびち んこ屋等建築等規制条例（平 成4年3月生駒市条例第4号 ）に掲げるラブホテル 7 マージャン屋、ばちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに 類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴 場、ヌードスタジオ、のぞき 劇場、ストリップ劇場、専ら 異性を同伴する客の休憩の用 に供する施設、専ら性的好奇</p>	<p>1メートル以 上</p>	<p>鉄道高架の工作物 内に設ける事務所、 店舗、倉庫その他こ れらに類する施設</p>	<p>次の各号に掲げる区分 に応じ、第1号及び第3 号に掲げる場合にあつて は、それぞれ当該各号に 掲げる数値とし、第2号 に掲げる場合にあつては 同号に掲げる数値によつ て算出される数値とす る。 (1) 敷地面積が500 平方メートル以上の 場合 10分の40 (2) 敷地面積が25 0平方メートル以上 500平方メートル 未満の場合 敷地面 積（単位は、平方メー トル）から250を 減じた数値に500 分の4を乗じ、当該 乗じて得た数値に1 0分の20を加えた 数値 (3) 敷地面積が250 平方メートル未満の 場合 10分の20</p>
--	------------------------	--	---------------------	--	---

<p>心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>9 工場、ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(2) 前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するもの</p>	<p>心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>9 工場、ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(2) 前各項に掲げる建築物以外の建築物に附属するもの</p>				<p>次の各号に掲げる区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる数値とし、第2号に掲げる場合にあつては同号に掲げる数式によつて算出される数値とする。</p> <p>(1) 敷地面積が500平方メートル以上の場合 10分の40</p> <p>(2) 敷地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の場合 敷地面積</p>
<p>駅前商業・業務地区B</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの)</p> <p>2 住宅で事務所、店舗、診療所、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する用途を兼ねるもの(以下この項において「兼用住宅」という。)。ただし、他の用途(次項から第11項までに掲げる用途を除く。)を併用するもので、3階以上の部分を住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの)又は兼用住宅の用に供するものを除く。</p> <p>3 法別表第2(イ)項第3号に</p>				

- 係るもの（寄宿舎及び共同住宅を除く。）
- 4 自動車教習所
- 5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもので並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）
- 6 生駒市ラブホテル及びびばちんこ屋等建築等規制条例に掲げるラブホテル
- 7 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 8 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
- 9 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。
- 10 倉庫業を営む倉庫
- 11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブ

(単位は、平方メートル) から250を減じた数値に500分の4を乗じ、当該乗じて得た数値に10分の20を加えた数値

(3) 敷地面積が250平方メートル未満の場合 10分の20

別表第3(イ)項第7号中「(昭和29年法律第51号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。